四日市市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市条例第３７号

四日市市景観条例の一部を改正する条例

四日市市景観条例（平成１９年四日市市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （届出及び勧告等の適用の除外）<br>第１３条　法第１６条第８項第１２号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為の態様に応じて、当該各号に掲げる基準以内の行為とする。<br>(1)から(5)まで　（略） | （届出及び勧告等の適用の除外）<br>第１３条　法第１６条第７項第１１号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為の態様に応じて、当該各号に掲げる基準以内の行為とする。<br>(1)から(5)まで　（略） |

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）附則第１条に定める施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（都市整備部都市計画課）